

金融機関による「環境格付」のための企業調査・審査に対する補助制度の創設

(1) 事業の概要

全国・地域における預金取扱金融機関等が、雇用、事業性、環境の3つの側面（トリプルボトムライン）から積極的な取組を進める企業を掘り起こすための調査・審査（委託を含む。）に対して支援（調査費等補助）することにより、当該企業の株式を組み入れた公募型のエコファンドの創設や当該企業への環境低利融資を促す。

(2) 事業計画

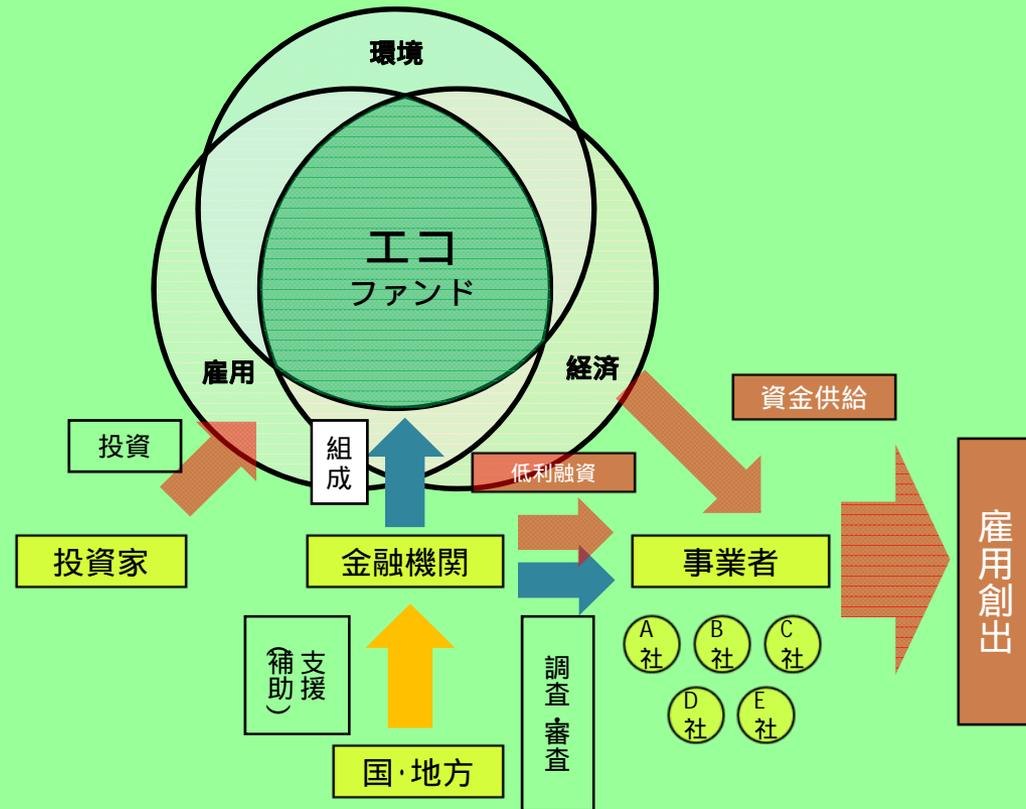
現在、企業の環境配慮経営を評価する環境格付融資を行っている金融機関はごく一部であり、全国的に普及していない。この理由としては、金融機関に環境評価に係る情報が十分でないことが挙げられる。昨秋以降の経済危機を環境投資によって乗り越えるためにも、そうした環境関連投資を積極的に行う企業を金融機関が正当に評価し、当該企業を支援することを目的とする。

このため、環境面等で積極的な取組を進める企業を掘り起こすための調査・審査（委託を含む。）に対して支援（調査費等補助）することにより、当該企業の株式を組み入れた公募型のエコファンドの創設や当該企業への環境低利融資等を促す。さらに、当該ファンドを公表して投資を促し、そのファンド構成企業への資金供給を促進する等、当該企業における雇用を促進する。

(3) 事業実施主体 環境省、民間金融機関

(4) 予算額 240百万円（1/2補助）

金融機関による「環境格付」のための企業調査・審査に対する補助制度の創設
< 2.4億円 >



金融機関等が、雇用、事業性、環境の3つの側面から積極的な取組を進める企業を掘り起こすための調査・審査(委託を含む。)に対して支援(調査費等補助)することにより、当該企業の株式を組み入れた公募型のエコファンドの創設や当該企業への環境低利融資等を促す。さらに、当該ファンドを公表して投資を促し、そのファンド構成企業への資金供給を促進する等、当該事業者における雇用を促進する。